

別紙 伊那中央病院訪問看護ステーションの利用料金  
【 医療保険 】

訪問看護サービスを利用した場合の料金は、原則として「(2)基本療養費」と「(3)加算」の合計金額を「(1)年齢・収入別負担割合」で算出した額に、「(4)その他」の額を加算した額となります。

(1) 年齢・収入別負担割合

区 分	収 入	負担割合
義務教育就学前	—	2割
義務教育就学から 69 歳まで	—	3割
前期高齢者 (70 歳から 74 歳)	一 般	2割
	現役並み所得者	3割
後期高齢者 (75 歳以上)	一 般	1割
	現役並み所得者	3割

(2) 基本療養費(非課税)

区 分		初日	2日目以降
訪問看護管理 療養費	月の初日及び2日目以降の指定訪問 看護	7,440 円	3,000 円
		週3日目まで 1日に付き	週4日目以 降1日に付き
基本療養費 (Ⅰ)	看護師・保健師・助産師	5,550 円	6,550 円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550 円	
	准看護師	5,050 円	6,050 円
	緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師	12,850 円 (月1回を限度)	
基本療養費 (Ⅱ) (※1)	看護師・保健師・助産師	2,780 円	3,280 円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2,780 円	
	准看護師	2,530 円	3,030 円
	緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師	12,850 円 (月1回を限度)	
基本療養費 (Ⅲ)	外泊中の訪問看護に対し算定 (※2)	8,500 円	

※1 同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日に訪問した場合。

2人の場合は基本療養費(Ⅰ)と同額とする。

※2 入院中に1回(別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回)に限り算定可能

### (3) 加算（非課税）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算項目	内 容	利用料
難病等複数回訪問加算	1日2回（同一建物内に2人まで）	4,500円
	〃（同一建物内に3人以上）	4,000円
	1日3回（同一建物内に2人まで）	8,000円
	〃（同一建物内に3人以上）	7,200円
長時間訪問看護加算	90分を超える場合（対象者は※3）	5,200円
乳幼児加算(6歳未満)	1日に付き	1,500円
複数名訪問看護加算 (1名以上の看護職員※6 との同行)	看護師等※7 (同一建物内に2人まで)	4,500円
	看護師等（同一建物内3人以上）	4,000円
	准看護師（同一建物内2人まで）	3,800円
	〃（同一建物内3人以上）	3,400円
	看護補助者（同一建物内に2人まで）	3,000円
	〃（同一建物内3人以上）	2,700円
	看護補助者（以下別表7.8、特別指示）	—
	〃 1日1回(同一建物内2人まで)	3,000円
	〃 1日1回(同一建物内3人以上)	2,700円
	〃 1日2回(同一建物内2人まで)	6,000円
	〃 1日2回(同一建物内3人以上)	5,400円
	〃 1日3回(同一建物内2人まで)	10,000円
〃 1日3回(同一建物内3人以上)	9,000円	
夜間・早朝・深夜加算	早朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00)	2,100円
	深夜(22:00~6:00)	4,200円
24時間対応体制加算	月1回＊利用者の希望により	6,400円
特別管理加算	月1回（対象者は※4）	5,000円
	月1回（対象者は※5）	2,500円
退院時共同指導加算	月2回まで	8,000円
特別管理指導加算 (退院時共同指導加算上乘せ)	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者	2,000円
退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000円
在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月2回まで	2,000円
情報提供療養費1~3	月1回	1,500円

加算項目	内 容	利用料
ターミナルケア療養費1	1回	25,000 円
訪問看護感染症対策実施加算 ※8	令和3年4月から1回目の訪問で算定 以後訪問看護30回につき1回算定	1,500 円

- ※3 1)人工呼吸器を使用している状態にある方  
2)15歳未満の 超重症児・準超重症児  
3)特別訪問看護指示期間の方  
4)特別な管理を必要とする方(※4 ※5)
- ※4 1)悪性腫瘍患者・気管切開患者  
上記で医師より指導管理を受けている状態にある方  
2)気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方
- ※5 1)自己腹膜灌流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法  
自己導尿・人工呼吸・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛管理・肺高血圧症患者  
上記で医師より指導管理を受けている状態にある方  
2)人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方  
3)重度の褥瘡(真皮を越える褥瘡)の状態にある方  
4)在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方
- ※6 看護職員： 看護師・准看護師・保健師・助産師
- ※7 看護師等： 看護師・准看護師・保健師・助産師・理学療法士・作業療法士・  
言語聴覚士
- ※8 新型コロナウイルス感染症の感染対策に対して、令和3年4月から9月末までの臨時  
措置

#### (4) その他

区 分	金 額
交通費 事業所実施地区内 事業所実施地区外	負担なし 1Kmあたり37円(税込)
死後の処置料(材料費込み)	8,250円(税込)
日常生活上必要な物品や保険適用外の衛生材料	実費

平成27年10月 1日作成  
平成28年 4月 1日改訂  
平成30年 4月 1日改訂  
令和 1年10月 1日改訂  
令和 2年 4月 1日改訂  
令和 3年 4月 1日改訂